

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書開示決定については、これを取り消し、改めて本件開示請求の対象となる行政文書を特定した上で、開示決定等を行うべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成22年9月13日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県西部建設事務所東広島支所が管轄している地域の砂防指定地内河川（以下「砂防河川」という。）の全てについて、その「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と表示されている地点（以下「本件地点」という。）に関する次の（1）及び（2）に掲げる文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- （1）「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」の「暗渠」の項目に明記されている「止むを得ず使用する場合には、下図の基準に基づき管理部分を付加するものとする。」という条件に従って、本件地点をBOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由について記載されている文書（以下「本件請求文書1」という。）及び本件地点のBOXカルバート（以下「本件BOXカルバート」という。）に付加した管理部分の状況（幅や高さの数値を含む。）について記載されている文書（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1及び本件請求文書2を「本件請求文書」と総称する。）
- （2）実際にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載していない場合は、その記載していない理由が分かる文書（以下「本件請求文書3」という。）

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、行政文書開示決定（以下本件請求文書1に係る決定を「本件処分1」と、本件請求文書2に係る決定を「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を「本件処分」と総称する。）を行い、本件請求文書3については、対象となる文書を作成又は取得していないため、不存在であること理由に不開示とした決定を行い、それぞれ平成22年11月12日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月4日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分について、開示された文書以外に本件請求の対象となる文書が存在するから、その開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件開示請求書で明記した本件請求文書について一部のみを部分開示した不当なものである。

わずか4か所のBOXカルバートのみを部分開示したことから、開示請求の対象とした文書を適正に開示するよう要求する。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

砂防法（明治30年法律第29号）第4条では、砂防設備を要する土地又は治水上砂防の為一定の行為を禁止・制限すべき土地として同法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地において、都道府県知事は、一定の行為を禁止・制限することができる」と規定され、同法第5条では、都道府県知事はその管内において同法第2条により指定された土地を監視し、その管内の砂防設備を管理するとともに、その工事を施工し、その維持をなす義務があるものと規定されている。

これらの規定を受けて、本県では、広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。）で、その後、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）を制定し、砂防指定地における行為について必要な規制を行っている。すなわち、管理条例第3条では、砂防指定地内において砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが制限行為許可である。また、管理条例第4条では、砂防設備を占用しようとする者は知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。したがって、砂防河川において工作物の設置等をしようとする者は管理条例第3条及び第4条の許可が必要である。

このことから、本件請求に該当する文書は、砂防指定地内砂防設備占用（制限行為）許可（以下「占用等許可」という。）に係るBOXカルバートと考えられ、当該許可をした図書等を調べ、本件請求文書2として占用許可等申請書を、本件請求文書1として占用等許可申請書の添付書類及び設置のための協議書を特定し、開示した。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件請求について

本件請求は、西部建設事務所東広島支所が管轄する地域の砂防河川について、

砂防設備の管理のために作成される「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と記載されている本件地点に関して、当該地点に設置されているBOXカルバートに係る本件請求文書の開示を、現実にはBOXカルバートが存在しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載されていない場合には、本件請求文書3の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書の対象となる文書として4件分の占用等許可申請書並びに当該占用等許可申請書の添付書類及び設置のための協議書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件処分は、わずか4か所のBOXカルバートに係る文書のみを開示していることから、開示請求の対象とした文書を開示するよう主張している。

このため、以下、実施機関が本件対象文書を特定したことの当否について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件処分1について

実施機関は、本件請求文書1に該当する可能性のある文書は、本件BOXカルバートの占用等許可に関する文書である旨説明するので、本件BOXカルバートに関して、他に文書が存在しないのか実施機関に確認したところ、次のアからエまでのとおり説明する。

#### ア 砂防設備概要図に記載されているBOXカルバートについて

砂防設備とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条の規定により砂防指定地において治水上砂防の為施設するものをいうとされており、本県における砂防設備とは、実施機関が設置した治水砂防のための設備・施設をさす。そして、砂防設備概要図とは、実施機関が定める「砂防設備台帳作成要領」に基づいて作成する図面であり、この概要図1枚で、砂防河川内の砂防設備の位置、主要諸元、設備状況等の全体像が把握できるようにするものである。砂防設備概要図の作成に当たっては、現地調査も行うこととされていることから、砂防設備概要図作成業務の受託業者による現地調査の結果、対象の砂防河川にBOXカルバートが存在する場合、受託業者によって砂防設備台帳に記載されていないBOXカルバートが当該概要図に記載されることがある。

#### イ 本件BOXカルバートについて

上記アのとおり、砂防設備とは、治水砂防のための設備・施設をさすが、砂防河川については、開渠での管理が原則であり、暗渠となるBOXカルバートは例外的な設備といえ、本件BOXカルバートも基本的には地形・地質等の諸条件によりやむを得ず設置された砂防設備以外の施設・設備である。

この砂防設備以外のBOXカルバートとしては、占用等許可を受けているBOXカルバート（以下「占用等BOXカルバート」という。）、実施機関が補償工事（砂防河川の改修等を行う際、既設の橋梁等を付け替えする工事をいう。）で設置したBOXカルバート（以下「補償BOXカルバート」と

いう。)、実施機関、市町の道路整備担当部署が県道、市町道として設置したBOXカルバート(以下「県道等BOXカルバート」という。)及び砂防指定地として指定される前から設置されていたBOXカルバート(以下「指定前BOXカルバート」という。)が存在すると考えられる。

ウ 占用等BOXカルバートに係る文書について

本件請求の対象となる文書の特定に当たり、本件BOXカルバートのうち、占用等BOXカルバートの占用等許可に係る占用等許可申請書及び当該申請に対する許可審査に係る起案文書を検索し、本件地点をBOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由と考えられる記述があるものを本件対象文書として特定したものである。

エ 補償BOXカルバート、県道等BOXカルバート及び指定前BOXカルバートに係る文書について

(ア) 補償BOXカルバートについて

補償BOXカルバートについては、本来、設置後の所有者となる者は占用等許可を受ける必要があるが、本件請求の対象となる地域の補償BOXカルバートが設置されたと考えられる平成14年以前は、管理規則により砂防指定地の管理を行っていたが、管理規則には占用許可に係る許可期間の定めがなかったため、更新という概念がなく、申請手続きが省略されてしまったものと思われる。なお、管理条例においても、管理規則で許可した物件については、当該施設の存する日まで設置を認めており、改めて占用許可を取るような指導は行っておらず、また、補償工事では、設置されていた設備と同等の設備で補償するため、そもそもBOXカルバートの選定理由について検討することはないから、本件請求文書1に該当する文書は保有していない。

(イ) 県道等BOXカルバートについて

県道等BOXカルバートについては、県道の場合、当時は道路管理者としての地域事務所長が、砂防河川管理者としての地域事務所長の許可を得ることなく施工している例が多く、本件地点に係るBOXカルバートのうち県道として設置されたBOXカルバートについても占用等許可申請書は提出されていない。また、当該BOXカルバートの工事関係書類には、BOXカルバートとした理由が記載されている可能性もあるが、工事関係書類の保存年限は5年であり、開示請求時点で保存年限内の文書は存在しなかった。一方、市町道の場合は、上記(ア)と同様、市町がBOXカルバートを設置した際、更新を必要としない占用申請手続きが省略されてしまったものと思われる。

(ウ) 指定前BOXカルバートについて

指定前BOXカルバートについては、砂防指定地として指定される前に設置されていた設備は、改修等を行うまでは、特に占用等許可に係る書類等を砂防河川管理者に提出する必要はないところ、開示請求時点までに改修等を行ったBOXカルバートはなく、指定前BOXカルバートに係る文

書は保有していない。

以上の実施機関の説明を踏まえると、本件BOXカルバートは砂防設備ではないこと、占用等BOXカルバートに係る占用等許可申請書を検索し、そのうち本件請求文書1に該当する記載のあるものを特定したこと、補償BOXカルバート、県道等BOXカルバート及び指定前BOXカルバートに係る文書に関しては、本件請求の対象となり得るものを保有していないことについて、特に不自然な点は認められないから、実施機関が、本件請求文書1に該当するとして、本件対象文書を特定の上、本件処分1を行ったことは妥当である。

## (2) 本件処分2について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件請求文書2に該当する文書として特定されている占用等許可申請書は、4件分の占用等許可申請書のうち、管理部分が付加された1件の占用等許可申請書（以下「本件対象文書2」という。）であった。

本件請求の対象地域は、現在の東広島市、竹原市及び大崎上島町であるが、実施機関の組織再編により西部建設事務所東広島支所が設置される以前は、東広島市は東広島地域事務所建設局が、竹原市及び大崎上島町は同建設局竹原支局がそれぞれ管轄していた。

当審査会で、本件対象文書2を見分したところ、平成18年1月13日付けの東広島地域事務所長（建設局竹原支局）から提出された竹原市内のBOXカルバートに係る占用等許可申請書であった。

ところで、本件請求がなされる前後、実施機関の各地域事務所建設局又は各建設事務所に対して、BOXカルバートに関する文書について複数の開示請求がなされ、当該請求の開示決定等に対する異議申立ても複数提起されていた。当審査会に諮問された異議申立事案の中で、BOXカルバートに関する文書に係る諮問（情）第313号を審議する過程において、当該諮問事案に係る平成19年10月28日付け開示請求（以下「別件請求」という。）に対する平成19年11月12日付け東広建第696号による開示決定（以下「別件決定」という。）及び同日付け東広建第697号による不存在決定通知について調査を行ったところ、別件決定では、東広島地域事務所建設局（竹原支局を除く。）が管轄している砂防河川の「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と表示されている地点のBOXカルバートに付加した管理部分の状況について記載されている文書との請求に対して、東広島市内のBOXカルバートに係る占用等許可申請書（以下「別件対象文書」という。）を対象文書として特定していることを確認した。

別件請求と本件請求の実質的な違いは、対象となる地域が、別件請求では「竹原支局を除く」とされているから東広島市のみであり、本件請求では「竹原支局を除く」とされていないことから、東広島市、竹原市及び大崎上島町の2市1町であるという点のみであることからすると、別件対象文書は、本件請求文書2に該当する文書と認められる。

以上のことから、実施機関が本件対象文書2のみを対象文書として特定して

行った本件処分2を取り消し、別件対象文書も含め改めて特定した上で、開示可否等を決定すべきである。

### **3 異議申立人のその他の主張について**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた。</li> </ul>
20. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。</li> </ul>
20. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から理由説明書を収受した。</li> </ul>
20. 7. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。</li> <li>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。</li> </ul>
21. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人から意見書を収受した。</li> </ul>
30. 12. 21 (平成30年度第9回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>
31. 1. 28 (平成30年度第10回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授